三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）				
三三〇一・一三	オレンジのもの				
三三〇一・一九	レモンのもの				
	その他のもの				
三三〇一・二四	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）				
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの				
	その他のミントのもの				
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから得たものに限る。）				
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの				
	その他のもの				
三三〇一・二九	その他のもの				
三三〇一・三〇	レジノイド				
三三〇一・九〇	その他のもの				
三三〇二・一一	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）				
三三〇二・一〇	香水類及びオーデコロン類				
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用				
三三・〇五	頭髪用の調製品				
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）				
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）				
第三四類					
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品				A
第三五類					
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素				
三五・〇二	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー				
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体				A
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）				A
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス				A
	その他のもの				
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）				X
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤				A
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				X
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素				A
第三六類					
	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料				A

第三七類	写真用又は映画用の材料				A
第三八類	各種の化学工業生産品				A
第三九類	プラスチック及びその製品				
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	一・三％（その率が一キログラム四円四八銭のものの従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G	
	その他のもの				
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	一・三％（その率が一キログラム四円四八銭のものの従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G	
	その他のもの				
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	〇・五六％	B10	G	
	その他のもの				
三九〇一・九〇	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	〇・五六％	B5	G	
	その他のもの				
	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九・〇二	ポリプロピレン				
三九〇二・一〇	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	一・三％（その率が一キログラム五円一二銭のものの従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G	
	その他のもの				
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	〇・五六％	B5	G	
	その他のもの				
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	〇・五六％	B10	G	
	その他のもの				
三九〇二・九〇	その他のもの				
	塊、粒、フレークその他これらに類する形状のもの（モールディングパウダーを含む。）	〇・五六％	B5	G	
	その他のもの				